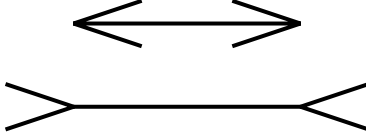
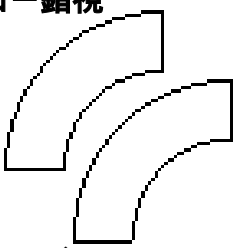
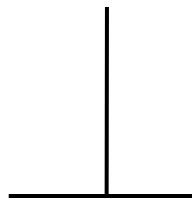
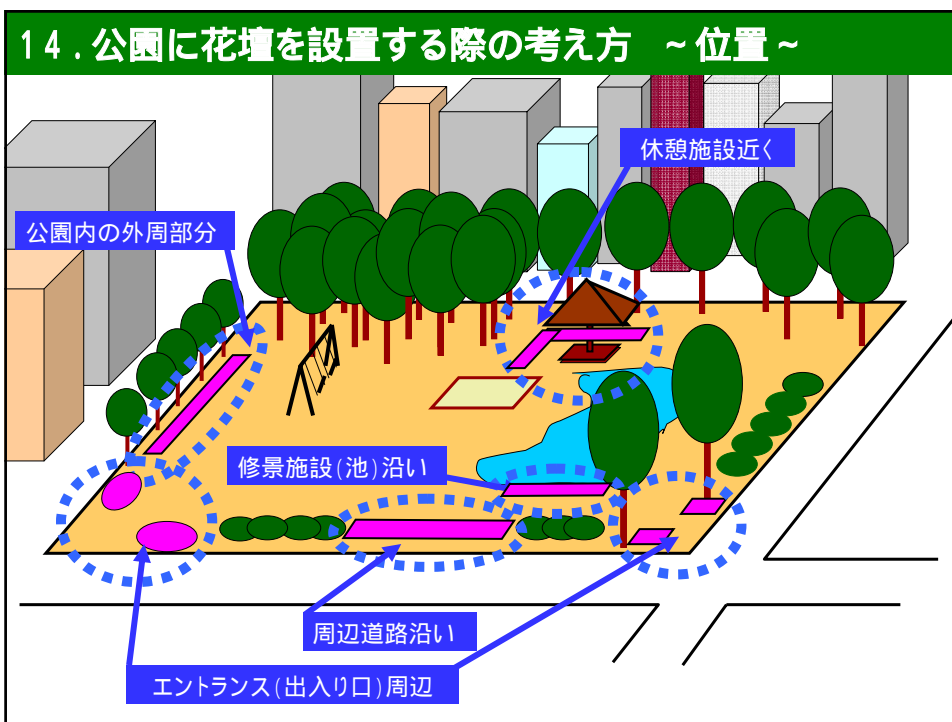
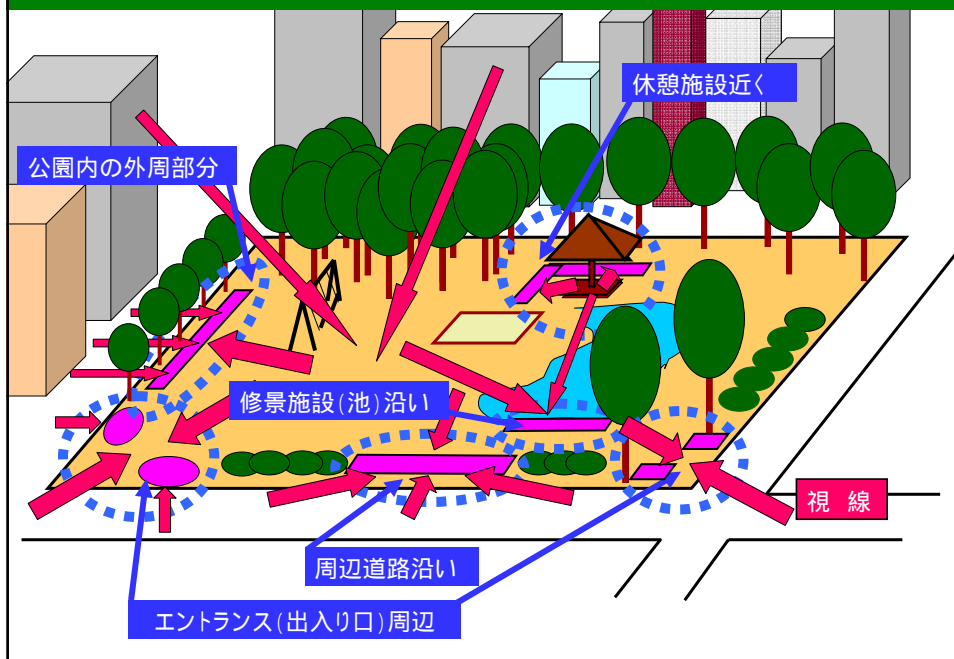




錯視	
<p>ミュラー・リヤー錯視</p> 	<p>同じ長さの線分の両端に矢羽を付けた場合、内向きに付けると線分は短く見え(上図)、外向きに付けると線分は長く見える(下図)。錯視量が非常に多い大きさの錯視である。</p>
<p>ジャストロー錯視</p>  <p>2つのカマボコ型は同じ大きさであるが、内側に置かれた方が大きく見える。</p>	<p>フィック錯視</p>  <p>縦線と横線は同じ長さであるが、縦線の方が長く見える大きさの錯視。</p>



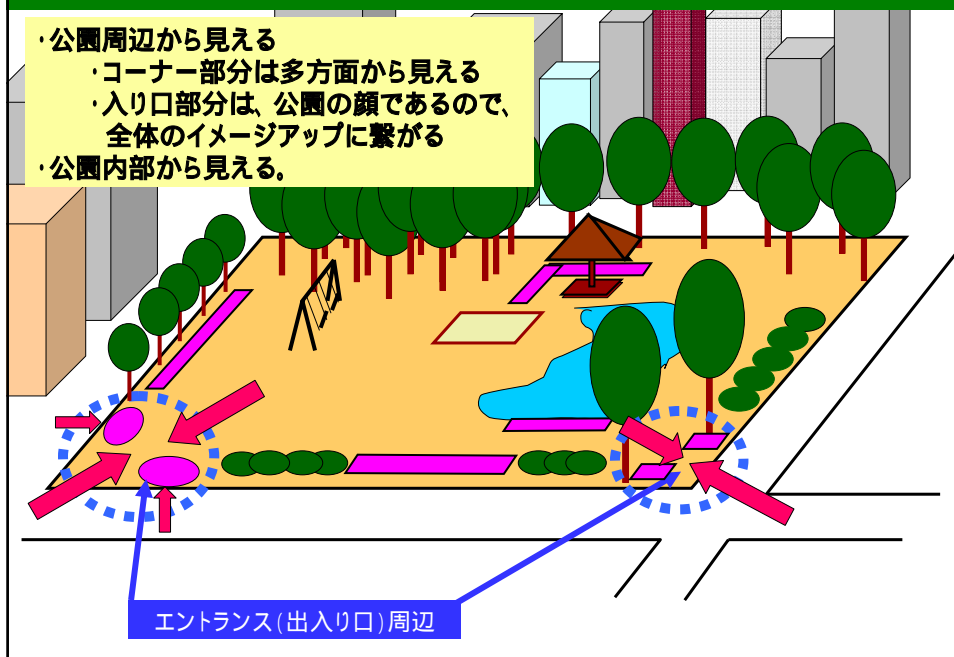
14. 公園に花壇を設置する際の考え方 ~視線~

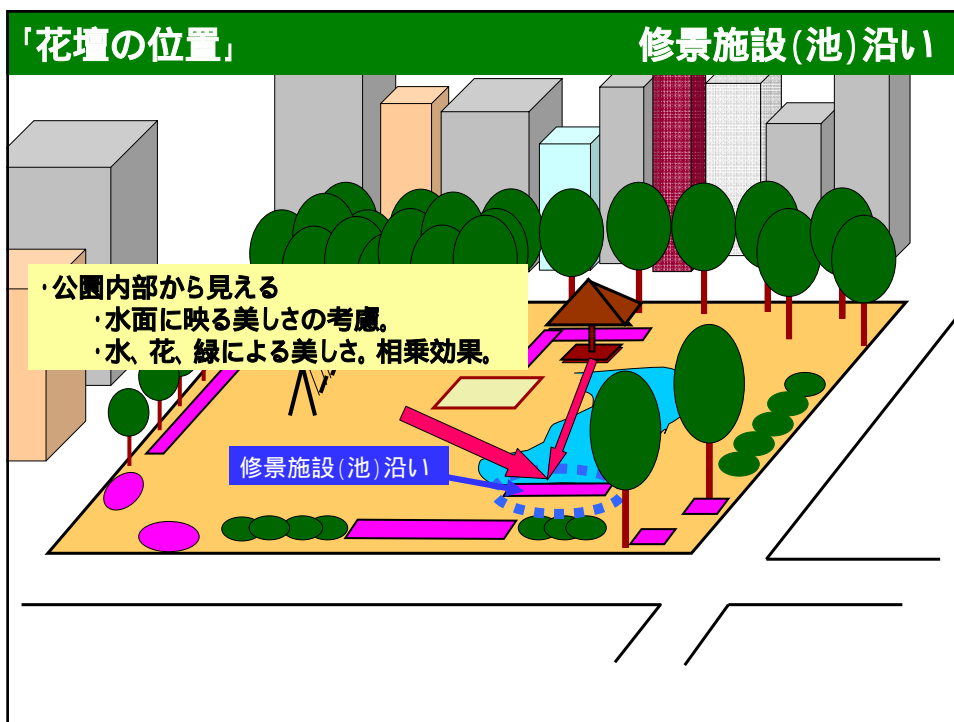
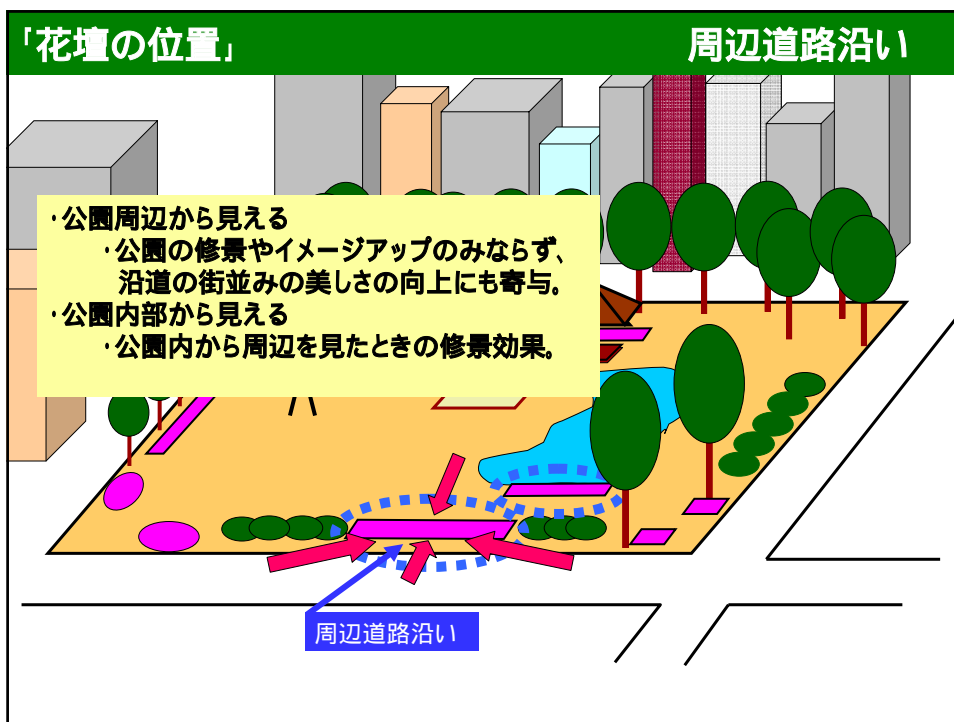


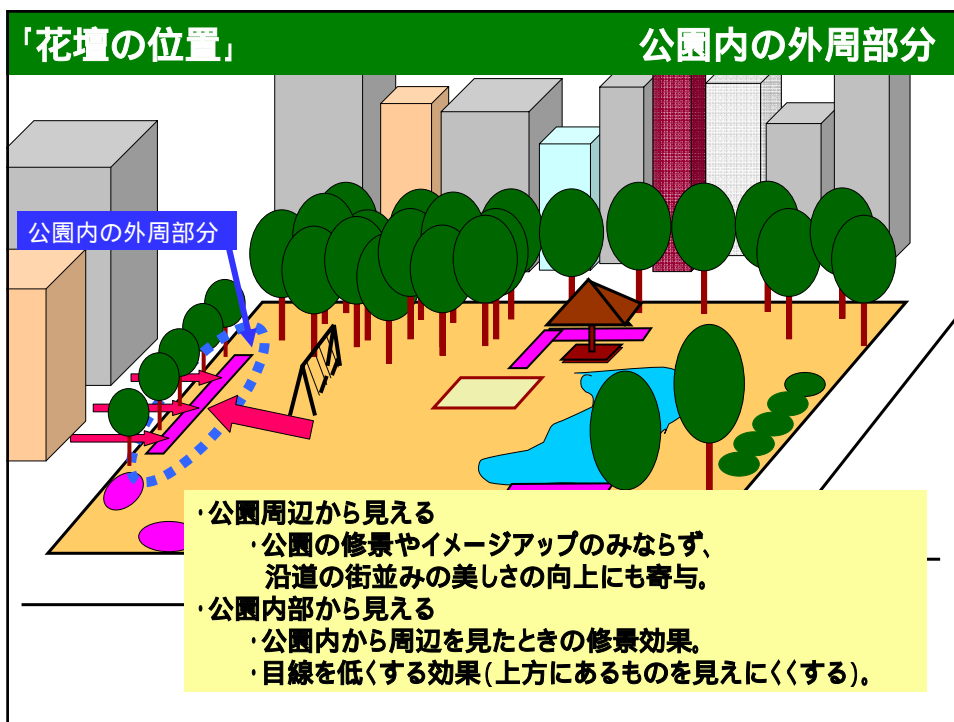
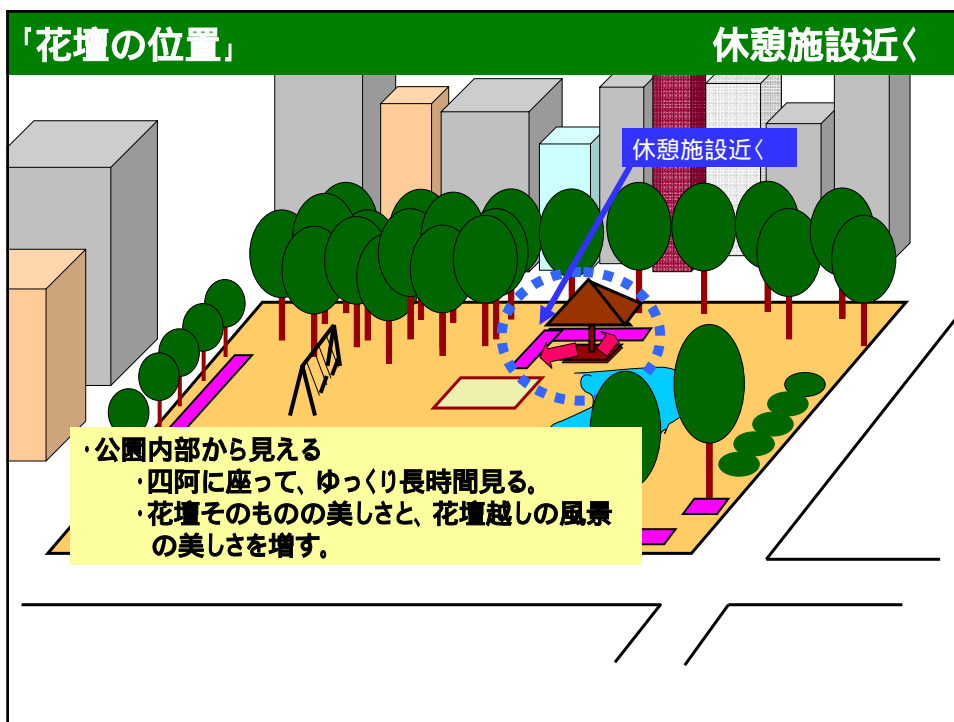
「花壇の位置」

エントランス(出入り口)周辺

- ・公園周辺から見える
- ・コーナー部分は多方面から見える
- ・入り口部分は、公園の顔であるので、全体のイメージアップに繋がる
- ・公園内部から見える。

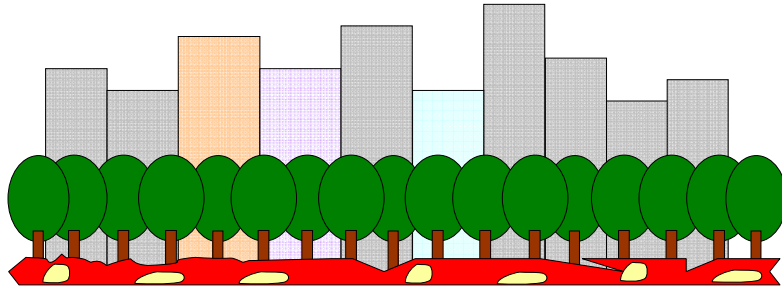






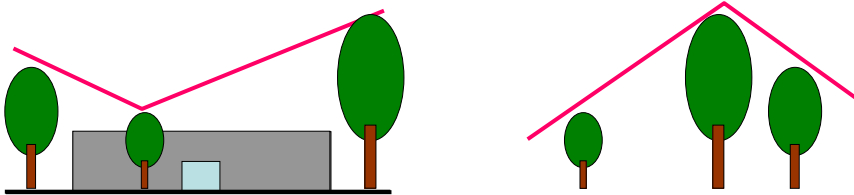
15. 植栽デザインによる効果の例

■ スカイラインの不統一の軽減

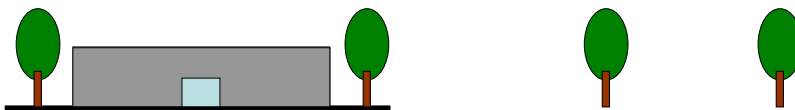


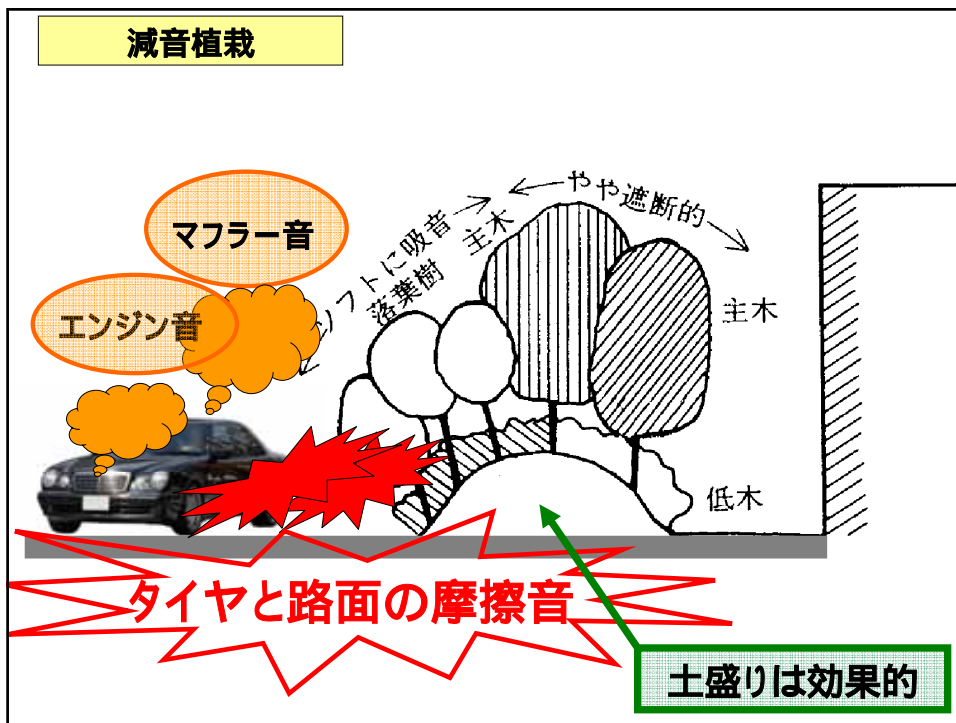
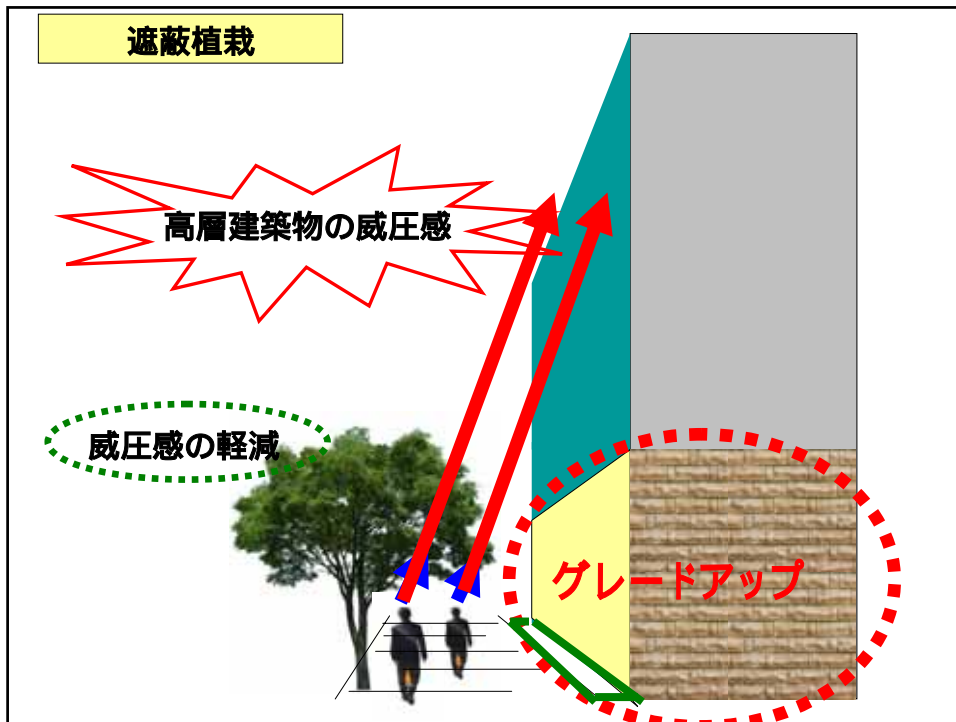
目線(視線)を下方に引きつける

■ 建築物を広く見せる・狭く見せる



■ 建築物を大きく見せる・小さく見せる





16. 「緑の保全と創出」に関する新たな制度の概要

～ 都市緑地法等の改正について～

公園緑地行政の新たな展開 都市緑地法等の改正について

国土交通省都市・地域整備局
公園緑地課

出典：<http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/keikan/index.htm>

公園緑地行政に関する 平成16年法改正について

都市緑地保全法及び都市公園法の改正

緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するため、平成16年6月に国会で「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」（都市緑地保全法、都市公園法等の改正）が成立した。今回の改正により、都市緑地保全法については、緑の基本計画の計画事項に都市公園の整備に関する事項を加え、大規模敷地建築物に緑化の義務づけを行う緑化地域制度等を創設する等、緑地の保全のみでなく、民有地も含めた緑化や都市公園の整備を総合的に推進するための制度の充実を図ったことから、名称を「都市緑地法」と改められた。

緑の基本計画

緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）は、市町村が定める総合的な都市における緑のマスタープランとなる基本計画である。緑の基本計画は、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全・緑化の推進のための施策に関する事項、特別緑地保全地区内の緑地の保全のための事項等を定めることとされているが、今回の改正で、「都市公園の整備の方針」が新たに加えられた。これにより緑の基本計画は緑地の保全、緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として位置づけられた。

緑の将来像イメージ図



緑とオープンスペースの
多様な機能を効果的に発現
生物多様性の保全
ヒートアイランド現象の緩和
都市の安全性、快適性の向上等

新規制度の概要

都市緑地法

～ 保全 ～

緑地保全地域制度の創設(都市緑地法第5条)

都市内に残された貴重な緑地については、木竹の伐採や宅地の造成等の行為を許可制とし、現状凍結的な保全を行う(特別)緑地保全地区制度によりこれまで保全されてきた。

他方、近年その重要性がクローズアップされている里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地や、都市圏の骨格を形成するような広域的な緑地の保全を進める上では、厳しい行為規制による現状凍結的な保全ではなく、一定の土地利用と調和した緩やかな規制による保全手段の必要性が指摘されていた。このため、届出制により一定の土地利用を認めつつ緩やかな規制を行う地域地区として「緑地保全地域」が創設された。



都市緑地法

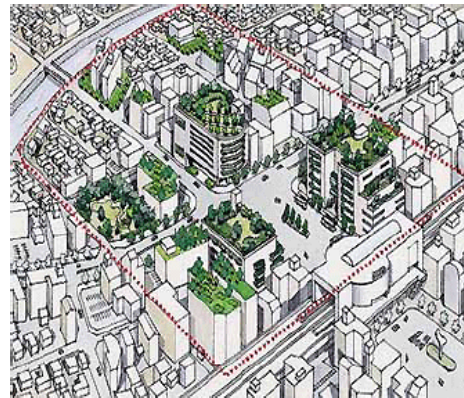
～ 創出 ～

緑化地域制度の創設 (都市緑地法第34条)

都心部等の稠密な土地利用がなされている市街地において早期に緑を創出するためには、市街地の土地利用の大半を占める建築物の敷地の緑化を推進することが有効である。

このため、今回新たに「緑化地域制度」と「地区計画等による緑化率規制制度」が創設された。

「緑化地域制度」は、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地区において、都市計画の地域地区として「緑化地域」を指定し、大規模な敷地面積の建築物の新築・増築に対し、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものである。



都市緑地法

地区計画等の活用 (都市緑地法第20条)

～ 創出 ～

従来の地区計画等において、緑地の保全については、「現存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項」を定めることができていた。
しかし、保全のための手段が規制力の弱い「届出・勧告制」にとどまっているため、地区にとって貴重な緑地が失われる恐れがあった。

このため、市町村が条例を定め木竹の伐採や宅地の造成等の行為について許可制とすることにより、現状凍結的な保全を行うことができるようになった。

平成3年



平成13年



都市公園法

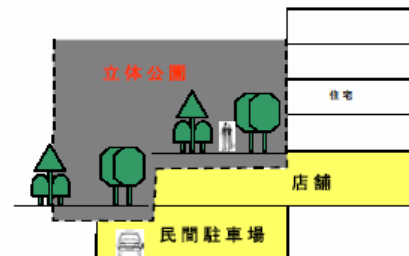
立体都市公園制度の創設 (都市公園法第20条)

～ 創出 ～

都心部等の土地の効率的な利用が求められる地域において、土地の有効利用を図るとともに、都市公園を効率的に整備するため「立体都市公園制度」が創設された。

「立体都市公園制度」は、都市公園の区域の下限(都市公園法の及ぶ範囲)を定めることにより、都市公園の地下の有効利用や人工地盤・建築物の上部における都市公園の設置を可能とする制度。

立体公園制度のイメージ



借地公園整備の促進（都市公園法第16条） ~ 創出 ~

従来の都市公園法では「公益上特別の必要がある場合」等を除きみだりに都市公園を廃止してはならないとされていた。



このため、借地公園において借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できることとし、土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくなるようになった。

多様な主体による公園管理の仕組み ~ 創出 ~ (都市公園法第5条)

従来の都市公園法では、「公園管理者自らが設置・管理することが不適當又は困難」である場合に限り、公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理が許可されることとなっていた。しかし、近年、都市公園の整備及び管理にあたっては、地域住民、NPO、民間事業者等の多様な主体と連携しながら取り組むニーズが高くなっている。



このため、公園施設の設置・管理許可の要件として「都市公園の機能の増進に資する」場合を追加し、多様な主体の参画を促進することとなった。